

第1章 総合計画の概要

第1節 計画策定の背景

松戸市では、平成10年（1998年）4月に、「松戸市総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）」を策定しました。そして、これまでの成果を受け継ぎながら、少子・高齢化などの課題に的確に対応し、より豊かな市民生活の実現をめざし、「前期基本計画（計画期間：平成10年度から22年度まで）」及び第1次から第3次までの「実施計画」により、市政を推進してきました。

そして、平成23年1月に、「前期基本計画」に続く「後期基本計画（計画期間：平成23年度から32年度まで）」を策定し、「基本構想」に基づく施策の方向を示しました。

その「後期基本計画」に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせるため「第4次実施計画」に引き続き、「第5次実施計画」を策定します。

第2節 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

「基本構想」は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、平成10年4月に策定されました。

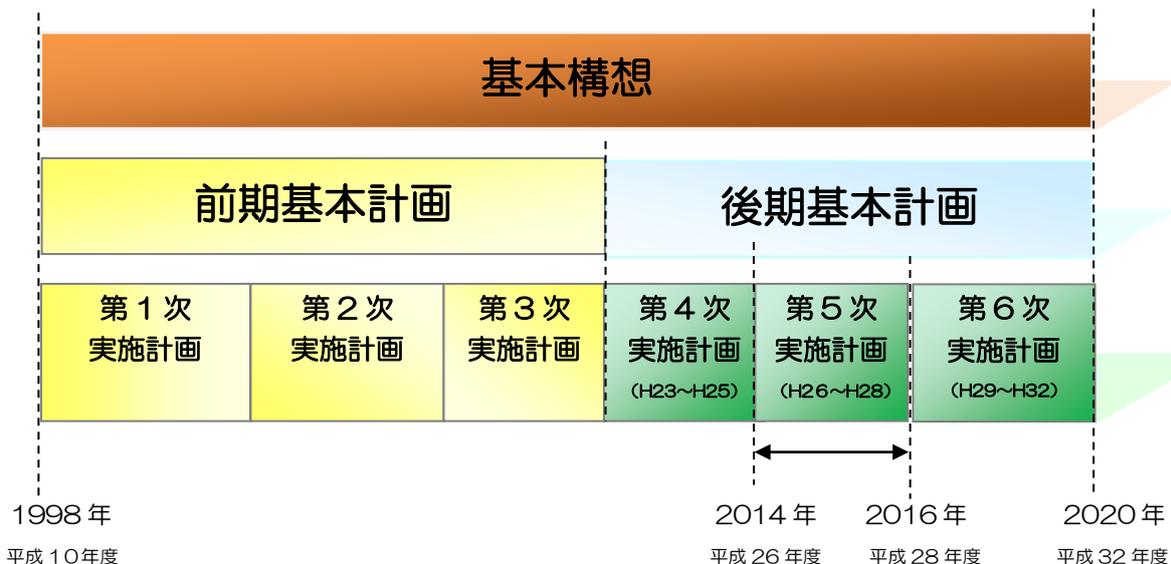
基本構想の期間は、平成10年度（1998年）から平成32年度（2020年）までの23年間です。

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものです。

後期基本計画の期間は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10年間です。

「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。

後期基本計画の期間においての実施計画は、平成23年度（2011年）から3か年ごとに策定します。



第3節 基本構想の理念・将来像

「基本構想」では、本市のまちづくりを行うにあたり、次の3つを基本理念としています。

- 1 人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち
- 2 快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち
- 3 地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち

また、基本理念に基づき、西暦 2020 年（平成 32 年）の松戸市の将来像を

「いきいきした市民の舞台」

「こちよい地域の舞台」

「風格ある都市の舞台」

のあるまち・松戸 と設定しています。

そして、「次代を担う子どもたちのふるさと・緑花清流による松戸の創生」を合言葉に、市民・事業者・行政が一体となり、真の豊かさを感じることができる3つの舞台が調和した松戸「住んでよいまち・訪ねてよいまち」をめざしています。

第4節 後期基本計画

「後期基本計画」では、基本構想の実現を図るために、リーディングプランを定めるとともに、必要な施策の方向を体系的に整理しています。

1. リーディングプラン

リーディングプランは、本市の将来像である「いきいきした市民の舞台、こちよい地域の舞台、風格ある都市の舞台のあるまち・松戸」について、その未来像に到達するためのプランを提示するものです。

	将来像	めざしたい 未来像	リーディング プラン	重点施策
1	いきいきした市民の舞台	自分たちのまちは自分たちでつくる元気な街	(1) 市民参加・社会参加促進プラン	① 地域の問題は、地域で解決する仕組みづくりを進めます ② ボランティア活動をはじめ公共の場に参加しやすくするため、「人づくり」のための仕組みをつくります ③ NPO 活動・ボランティア活動を支援する場を広めるなど協働のまちづくりを強化します ④ コミュニティビジネスや NPO などを活性化し、元気な高齢者が活躍できる場をつくります ⑤ 起業をめざす人への支援を強化します ⑥ 社会的雇用弱者（再就職を希望する高齢者・女性、就労経験の少ない若者、就労を希望する障害者など）を中心に就労支援を強化します

	将来像	めざしたい 未来像	リーディング プラン	重点施策
2	こちよ い地域の 舞台	住んでい るのが誇 らしく思 える街	(2) 魅力ある 子育て・ 教育創造 プラン	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもを生み、育てるなら松戸と思われるように、子育て支援や教育などの各種施策を推進します ② 将来の市民を育てるという視点から確かな学力と豊かな人間性を育む教育を進めます ③ 各学校のカリキュラム開発を強力に支援し、「ヤル気になればデキル」から「デキルからヤル気になる」よう学習活動の転換を図り、児童生徒の自ら学び自ら考える力を育成し、基礎的・基本的な内容を確実に定着させます
			(3) 松戸の住 みやすさ 再生プラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ① 都市計画制度の状況を分析し、魅力ある市街地の形成を進めます ② UR 都市機構などの集合住宅のある街について、若者と高齢者などあらゆる層が交流できる活気あるまちづくりに向けて検討します ③ 市民芸術の発信など文化芸術による地域のまちづくりを支援します ④ 高齢者が住み慣れた街で安心して暮らせるように、身近な問題を地域のみんなで解決できるまちづくりを進めます ⑤ 市立病院を整備し、民間医療機関との連携を強め、医療を必要とする人が安心できるまちづくりを進めます ⑥ 警防ネットワークなどの強化により、日常的に人と人のつながりがある「地域防災・防犯体制」づくりを進めます ⑦ 公共施設の状況を明らかにし、今後の再編整備に向けて検討します
3	風格ある 都市の舞 台	みんなの 協力で賑 わいのあ る街	(4) 地域産業 活性化プラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内の交通結節点である主要駅を中心に、民間活力を活かした魅力アップを図り、市内からも市外からも購買力のある人々が集まる賑わいを創造します ② 松戸の新しい都市ブランドを構築し、若者が住みたくなるモデル都市を検討します ③ 地元商店街が地域のまちづくりの一翼を担うよう商店街の活性化を図ります ④ 松戸駅の改造をきっかけとした松戸駅周辺の活性化を促進します ⑤ 今後の社会経済環境を勘案しながら工業団地のあり方を検討します
			(5) 行財政健 全・安定 化プラン	<ul style="list-style-type: none"> ① 実施計画を選択と集中を明確にした戦略計画として、中期的な財政状況を明らかにし、事業の見直しを進め、財政の健全化を図ります ② 政策立案過程の情報も含め、市政情報の「見える化」を進めます ③ 市、外郭団体が保有する資産の実態を明らかにし、資産管理の適正化と効率化を図ります

2. 政策展開の方向

政策展開の方向は、必要な施策を体系的に整理したものです。

節	項（政策）
第1節 連携型地域社会の形成	第1項（政策1） 市民と行政の協働を推進します
	第2項（政策2） 一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくります
	第3項（政策3） 男女共同参画の地域社会をつくります
第2節 豊かな人生を支える福祉社会の実現	第1項（政策4） 健康に暮らすことができるようにします
	第2項（政策5） 病気や障害、高齢などを理由に生活に支障があっても、自立した生活が送れるようにします
	第3項（政策6） 安心して子どもを産み、健やかに育てることができるようにします
	第4項（政策7） 市立病院として高度で良質な医療を提供します
第3節 次代を育む文化・教育環境の創造	第1項（政策8） 子どもたちが自らの将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得られるようにします
	第2項（政策9） 生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにします
	第3項（政策10） 国際的な広い視野と平和を愛する心が育まれ、松戸の歴史や文化・伝統が保持され、後世に伝えられるようにします
第4節 安全で快適な生活環境の実現	第1項（政策11） 災害に対する不安を減らすようにします
	第2項（政策12） 火災等の災害から市民生活を守ります
	第3項（政策13） 救急救命が必要になった市民の生命をつなぎます
	第4項（政策14） 環境にやさしい地域社会をつくります
	第5項（政策15） 犯罪や事故のない安全で快適な市民社会をつくります
	第6項（政策16） 緑と花に親しむことができるようにします
第5節 魅力ある都市空間の形成と産業の振興	第1項（政策17） 地域産業を振興し、豊かな経済活動ができるようにします
	第2項（政策18） 個性を活かし、能力を発揮して働くことができるようにします
	第3項（政策19） ゆとりを感じるまちに住むことができるようにします
	第4項（政策20） 誰もが安心してスムーズに移動できるようにします
	第5項（政策21） 安全な河川に整備し、きれいな水とふれあえるようにします
	第6項（政策22） いつでも安心して水道水が使えるようにします
第6節 都市経営の視点に立った行財政運営	第1項（政策23） 市民ニーズに基づく行政経営を行います
	第2項（政策24） 財源、財産を適正に管理し、配分します